

平成27年度第1回 芦屋市都市計画審議会 会議録

日 時	平成27年5月27日（水）10：00～11：30
会 場	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	会 長 近藤勝直 委 員 石黒一彦, 羽尾良三, 工藤和美, 駒井陽次, 福井尚志, 市川和幸 いとうまい, 田原俊彦, 木野下章, 畑中俊彦, 前田辰一 事 務 局 岡本副市長, 宮内技監, 山城都市建設部参事, 東都市計画課長, 島津建築指導課長, 梅木都市整備係長, 白井都市計画係長, 生友都市計画課係員, 加地都市計画課係員
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし

1 会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

1) 諮問事項

①阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）

3. 5. 134号鉄道沿東線の変更

②阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）道路の変更（芦屋市決定）

3. 5. 370号駅前広場東線ほか2路線の変更

③阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）土地区画整理事業の変更（芦屋市決定）

中部土地区画整理事業の変更

2) 説明事項

①阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定）

南芦屋浜地区地区計画の変更について

②阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）用途地域の変更（芦屋市決定）について

3) 報告事項

①阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて

(4) その他

4 閉 会

2 提出資料

当日配布資料 1, 2

- 資料 1 阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）
3. 5. 134号鉄道沿東線の変更
阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更（芦屋市決定）
3. 5. 370号駅前広場東線ほか2路線の変更
 - 資料 2 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)土地区画整理事業の変更(芦屋市決定)
中部土地区画整理事業の変更
 - 資料 3 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更(芦屋市決定)
南芦屋浜地区地区計画の変更について
 - 資料 4 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)用途地域の変更(芦屋市決定)について
- 資料別冊 阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて

3 審議経過

事務局（東） 定刻となりましたので、ただ今より平成 27 年度 1 回目の芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。私は、本日の審議会の進行役を努めさせていただきます。都市計画課の東と申します。よろしくお願い致します。会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。事前に送付させて頂いております「資料」と、本日お席の方に、「会議次第」、「出席者名簿」、それから当日配布資料と致しまして、「諮問書の写し」を 3 枚、地区計画の資料としまして「前回説明からの変更前後対照表」1 枚、「縦覧結果及び意見書提出状況」1 枚、以上、ございますでしょうか。もし揃っていないければ事務局まで申し出て頂ければと思います。

それでは、審議会の開催にあたりまして、岡本副市長からご挨拶をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

副市長（挨拶）

事務局（東） 次に新委員の紹介をさせていただきます。この 4 月の人事異動によりまして、兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所長の阪出委員が異動されまして、新しく西宮土木事務所長として市川和幸委員がご就任されております。簡単に自己紹介をお願い致します。

市川委員（挨拶）

事務局（東） ありがとうございます。続きまして事務局の異動について紹介をさせていただきます。この 4 月の人事異動で、技監と参事に異動がございました。前任の宮崎技監の後任で、兵庫県から宮内技監が派遣で芦屋市に来られております。簡単にご挨拶をお願い致します。

宮内技監（挨拶）

事務局（東） ありがとうございます。続きまして、昨年度、都市整備課長ということでこの審議会に参加しておりました山城が、都市建設部参事となつてございます。なお、都市整備課長も兼務してございます。

山城参事（挨拶）

事務局（東） 事務局の異動につきましては以上です。それでは、近藤会長様、ご挨拶と引き続き、会の進行をよろしくお願い致します。

近藤会長（挨拶）

それでは、まず会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第 19 条では、一定の条件の場合で委員の 3 分の 2 以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第 19 条の第 1 号では、非公開が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき、第 2 号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる場合に規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するというにしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、公開ということにさせていただきます。

近藤会長 本日、傍聴者はおられますか。

事務局(東) いらっしやいません。

近藤会長 それでは、これより議事に移りたいと思います。まず事務局から本日の会議の成立について、ご報告願います。

事務局(東) 本日の出席状況ですが、委員14名のうち、12名に出席頂いておりますので、過半数を超えております。よって、会議は成立しております。

近藤会長 続いて、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、羽尾委員と田原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に議事(3)の議題に進ませて頂きます。会議次第に記載されておりますとおり、諮問事項3件、説明事項2件、報告事項1件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第1号、阪神間都市計画道路の変更(兵庫県決定)3.5.134号鉄道沿東線の変更、及び諮問第2号、阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更(芦屋市決定)3.5.370号駅前広場東線ほか2路線の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局(白井) それでは、諮問事項と致しまして、都市計画道路の変更、県決定分と市決定分の2件について説明をさせていただきます。都市計画課の白井と申します。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。事前にお配りしております資料のインデックス丸1からが、説明を致します内容についての資料となっております。

はじめに、経緯について簡単に申し上げます。本件、都市計画道路の変更につきましては、昨今の社会情勢の変化、また社会資本への効率的な整備が求められていることなどを踏まえまして、兵庫県では、長期間にわたり未着手となっております都市施設の見直しを図っていくものとしており、都市計画道路につきましては「見直しガイドライン」が兵庫県により策定され、本市におきましても、県と協議しながら、この指針に従い都市計画道路見直しの検証作業を行っております。その検証結果を基に改めて道路のネットワークを考慮致しまして、結果、4路線、延長2,630mを廃止とする変更案について、前回の審議会で説明申し上げたところでございます。変更案の内容につきましては、資料の1ページをご覧ください。内容について表にまとめておりまして、2つございますが、上の表が県決定の路線、それから、下の表が市決定の路線で、併せて4路線について、路線毎に変更前後の内容を記載してございます。

続いて、変更致します各路線の位置関係につきましては、資料の3ページをご覧ください。都市計画道路の全体図を添付しておりまして、この中の赤で表示しております部分に変更により廃止しようとする区間となっております。続いて、資料のほうでは次の4ページ以降に、総括図、それから計画図という形で添付してございますが、前回の審

議会で変更案として説明をさせて頂きました資料とほぼ同じものとなっております。資料13ページ以降では、諮問事項ごとに資料を分けておりました、県決定路線、それから市決定路線、それぞれの「計画書」、「理由書」、「変更前後対照表」を添付してございます。なお、「理由書」につきましては前回添付してございましたが、ここで記載をしております変更の理由については、これまでの審議会での説明内容に基づくものとなっておりますので、恐れ入りますが、改めての変更内容の説明につきましては省略をさせて頂きまして、本日は、前回の審議会以降に行っております、この変更案の縦覧の結果についての報告をさせて頂きます。

資料の9ページをご覧下さい。縦覧結果と意見書提出状況についてまとめてございます。こちらでも県決定路線と市決定路線、2件に分けて記載をしておりますけれども、1つ目が県決定の路線となりまして、鉄道沿東線についての縦覧結果でございます。縦覧期間は平成27年4月17日から2週間ということで、5月1日まで、都市計画課で行っております。こちらにつきまして、縦覧者はお一人おられました、意見書の提出はございませんでした。続いて、2つ目が市決定の路線でございますが、タイトルにも記載しております駅前広場東線、それから、ほか2路線と致しましては、鉄道沿西線、芦屋川右岸線の計3路線でございます。県決定と同様、縦覧期間は4月17日から5月1日までございまして、縦覧者はお一人おられまして、意見書は1通頂戴してございます。縦覧結果と意見書の提出状況につきましては以上でございますが、意見書を頂いておりますので、その内容と市の考え方について説明させて頂きます。資料では、次のページになりますが、10ページをご覧下さい。表の左側が頂きましたご意見で、それに対する市の考え方は表の右側に記載してございます。ご意見を頂いておりますのは駅前広場東線についてでございます、ここでは全文を記載してございます。この駅前広場東線の位置関係を再度ご確認頂きたいと思っておりますので、資料の5ページをご覧下さい。変更の計画図でございまして、黄色で表示しております部分が変更案で廃止をする区間でございます。上下に並行して2つ路線がございまして、下側、線路の南側にございまして駅前広場東線でございます。こちらの図では路線の全体が表示できておりませんが、廃止区間となっております左側、青色で表示しておりますところが、完成済となっております部分で、そのまま線路に沿って西側へ向かいますと、JR芦屋駅の南側、駅前広場に接続する路線となっております。また、廃止区間、黄色の左端の部分で、同じく青色で南北に通っております路線が都市計画道路宮川線でございます、現計画ではこの宮川線と接続する形となっております。しかし、今回廃止となった場合、この宮川線を挟んで両側については、車両もそうですが、歩行者についても、東西方向に直接通行ができない状態となります。これは現状、横断面で車道と歩道に高低差があるためでございます。そういった状況を踏まえてのご意見でございますけれども、恐れ入りますが、再度、資料10ページをご覧下さい。表の左、ご意見の内容ですけれども、長文ですので要点をまとめさせて頂きまして、「都市計画道路の廃止により東西交通が遮断される状況となり、自動車については回り道ができるが、歩行者等については東からの動線を確保する必要

があり、歩道橋の設置等の対策がないまま廃止することには反対である。」との内容でございます。ご意見の中では、廃止により車両の迂回が生じることについてはご理解を頂いているものと考えておりますが、歩行者等については、現状では、この宮川線の道路が直線で横断ができない構造となっておりますので、通行のため歩道橋などで対策を講じてほしいとの内容と理解しております。これにつきましての「市の考え方」となりますが、今回の都市計画道路の見直しにあたりましては、各路線の当初の計画の目的を踏まえ、交通機能をはじめ、その他道路に求められる機能等、それから各路線の個別の要素に基づき、必要性の検証を行ったものであり、その結果、都市計画道路としての存続、廃止を判断したものでございます。駅前広場東線につきましても、同様に検証を行っており、表の「市の考え方」の中では廃止理由について簡単に記載してございますが、歩行者の通行も含め、様々な観点から検討の結果、廃止としたものでございます。こうしたことから、歩行者等の通行機能確保は都市計画道路が受け持つ役割の1つではございますけれども、今回のご意見にありますような、歩行者等の横断通行の改善だけを目的に都市計画道路として存続することは適切ではないと考えております。なお、この度の通行に関するご意見につきましては、所管課にも確認致しましたところ、今回初めて頂いているものとの認識でございますので、今後、同様に地元からのご要望等がございましたら、別途対応について検討するものと考えております。以上が意見書の内容およびそれに対する市の考え方でございますので、都市計画道路の変更につきましては、縦覧を行いました変更案のとおりとしまして、本日、諮問をさせて頂いております。

最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。表の上段が県決定路線、下段が市決定路線となっております。手続につきましては、県と市、同時進行で行っておりますので、内容もほぼ同じものでございますけれども、今後の手続きと致しましては、県決定の路線については、今後、県の都市計画審議会でもお諮り頂く必要がございます。予定としては、11月に県の審議会が開催され、お諮り頂けると伺っておりますので、そこで同意の答申を頂けましたら、その後、県決定の路線と時期を合わせまして、変更の決定告示を行う予定としております。都市計画道路の変更について、説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

近藤会長 ただ今、諮問第1号及び第2号について説明頂き、県決定については意見書は無かったのですが、市決定について1名の方からご意見があったということで、市の考え方を披露されたということでございます。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

前田委員 市決定の駅前広場東線で、説明頂いたわけですがけれども、意見書ということで、その指摘事項は今回初めて受けたという事でありましたが、過去より議会の中で私が知る限り、歩行者動線について一度は質問があったように思います。定かではございませんけれども、市のほうの回答は「上宮川町のJRの法面に接道しなければならないという構造になるだろう」という事で、当時国鉄だったか、JRとの協議がどうだろうかという、答弁があったのと、もう一件は、去年の自治連合会がやっております、まち

づくり懇談会の中で、歩行動線が悪いという事で、誰かの指摘があったように思ったのですけれども。現実的に車は道がなかったら行けないわけで、当然迂回をされると理解するわけですが、これから市のほうが、JR南の面整備を行っていくというようなスケジュールになっておりますので、それと一体的にやれとは言いませんけれども、やはりそれなりの対応を、地元の要望等を踏まえてということで、地元自治会から要望を出してくれということなのかわかりませんが、行政の考え方としても、どういふような歩行者動線を作っていくのか、駅近ですのでそういうことも踏まえて考えてもらわないと。車から歩行者、人に着目される時代になっていきますので、そこは十分押さえておいて頂きたいという事を発言しておきたいと思えます。

事務局（東） 要望は要望と致しまして、今回の都市計画道路の見直しについての是非の意見として取扱うという事は適当ではないという事で、このまま進めたいという事なんですけれども、前田委員がおっしゃられたように、JRの法面を活用した形での歩道橋というのはできないかというようなことについて、一応市内部で検討してみたところ、やはり物理的に難しいという事であって具体的な計画案とするまでにも至っていないと、いうようなことは聞いております。現在、川の東側の歩道をJRのアンダーで超えて頂いて、鉄道沿東線、JRの北の道路を西に渡って頂いて、駅に行っていく動線は確保されておりますので、さほど遠回りというほどの距離でもないと思えますので、そこを活用して頂けたらなと。今後のJR南の面整備でここまで影響があるかというところちょっと考えにくいですが、周辺状況の整備、あるいは歩行者動線の利便性の向上、費用対効果等いろいろ勘案する中で、すべきだという結論が出ればまた検討させて頂くということで、今回の都市計画道路を見直すという事に関しては直接関係しないものと考えさせて頂いておりますので宜しくお願い致します。

近藤会長 ここをアンダーパスして、駅の北側へ出る道はあると。それは階段とかではなくですか。

事務局（東） 階段はないです。

石黒委員 今回、説明は割愛されましたけど、理由書15ページ、16ページについて、文書の形では初めて拝見しましたので意見を述べたいと思えます。4つの路線についてそれぞれ理由が書かれていまして、大きく二通りの書き方をされているように見受けられます。例えば19ページのほうですと、一番上の駅前広場東線、それと一番下の芦屋川右岸線については、都市計画道路を取り巻く状況が変化したことからという事で状況変化を謳っています。で、状況が変化してから計画を変更するというのは、非常にすんなりと受け入れられますというか、違和感がないところですが、19ページの真ん中の鉄道沿西線と、15ページの件については、当該路線が求められる機能が、並行する道路により確保されているという事が理由としてあげられています。こちらは特に状況が変わったという事は書かれていないので、見方によっては計画時点から見通しが悪かったというような印象を受けると言えますか、変更する道路により当該路線に求められる機能が確保されないだろうから当初計画決定されたんでしょうけれども、状況が変わったか

らここにきて変更するというような理由を、こちらのほうも入れておいた方が無難ではないかなという印象を受けました。計画決定自体は、その当時の状況を鑑みれば正しかったんだろうけれども、今この現状に照らしてみるともはや不要であるという、状況変化というものを明確に打ち出した方がよろしいかと思えます。

事務局（白井） この変更の理由につきましては今回、県決定の路線と市決定の路線がございまして、県とも内容については協議をさせて頂いたところなんですけれども、できるだけ簡潔に記載するよというごこともございまして、当然、鉄道沿東線、西線につきましても、取り巻く状況の変化というのは要素としてございます。ただ、そのあたりの表現がここでは反映されていないというところは、この2路線につきましてはもう1つ大きな要素と致しまして、山手幹線という都市計画道路が直近にございます。こちらが平成22年度に開通しておりまして、そういったところから、状況が大きく変化したということがございますので、この部分について記載をさせて頂いているということにさせていただきます。

石黒委員 山手幹線ができたことによって、ということですが、山手幹線ができることはそもそも計画決定時点でわかっていたことです。わかっていたことが予想外の結果をもたらしたという解釈でよろしいですか。

事務局（白井） それも1つの大きな要素でありつつ、これに加えて状況の変化ということもございまして、当初の計画決定の段階から今の現状が変わっておりますので、ということでございます。

石黒委員 理由書の個別の路線の話ではなくて全体のところに状況の変化ということも書かれておりますので、ちょっと穿った見かたをしすぎているのかもしれませんが、個別路線のところ、ある路線では状況の変化を特に謳っていて、別の路線では特に謳っていないという、謳っていないことに何か意味を持っているかのような印象を受けたものですから、意見を述べさせて頂きました。

事務局（東） 一度県と協議させて頂きます。

近藤会長 よろしくお願ひします。理由書に変更があった場合は、私の方で最後に確認をして、そのまま答申という形にしたいと思ひます。その他、如何でしょうか、よろしいでしょうか。それではお諮りしたいと思ひます。諮問第1号及び第2号について、諮問案どおり答申するということでご異議ございませぬでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

近藤会長 それでは、諮問事項の3つ目でございます。諮問第3号、阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）土地区画整理事業の変更（芦屋市決定）中部土地区画整理事業の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局（梅木） それでは諮問事項と致しまして土地区画整理事業の変更、中部土地区画整理事業の変更について説明させて頂きます。都市整備課都市整備係長の梅木と申します。よろしくお願ひ致します。恐れ入りますが座って説明させて頂きます。お手元の資料インデックス丸2が本件の資料になります。本件は、先にご審議を頂きました都市

計画道路の見直しと同様、「長期未着手の都市計画については必要性の検証を行い、適宜見直しを行うことが望ましい」と国の都市計画運用指針で考え方が示される中、市内の市街地開発事業についても点検を行ったところ、中部土地区画整理事業において、都市計画決定がなされたものの、長期にわたり事業化されていない区域が存在しておりましたので、その見直しを行ったものでございます。お手元の資料をご覧ください。資料23ページが計画書、24ページが理由書、25ページが変更前後対照表となっております。26ページが総括図、27ページ及び28ページが計画図でございます。本区画整理事業は、公光工区と小槌工区の2つの工区に分かれてございますので、計画図としましては裏表の2枚となっております。29ページ及び30ページに都市計画決定変更図を添付しております。こちらは黄色着色がこの度の変更によって廃止となる区域、青色着色が既設で施行済みの区域となっております。こちらにも工区ごとに2枚の図面に分かれています。本案の内容につきましては前回の都市計画審議会でご説明させて頂きました内容から変更はございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

続きまして、前回の都市計画審議会後に実施しました、本案に係る都市計画法に基づく縦覧の結果を説明させていただきます。資料の32ページをご覧ください。縦覧期間と致しましては平成27年3月6日から3月20日まで、場所は都市建設部都市整備課の窓口で行ってございます。縦覧者及び意見書の提出は共にございませんでした。最後に今後のスケジュールについて説明させていただきます。33ページをご覧ください。本日の都市計画審議会でご審議頂き、問題がなければ告示の決裁を行い、6月中旬頃の決定告示を予定しております。非常に簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

近藤会長 諮問事項の3つ目でございます。縦覧者なし、意見書もなしということでございます。ご質問、ご意見等ございましたらお願い致します。

(意見、質問なし)

近藤会長 よろしいでしょうか。ではお諮り致します。諮問案どおり答申するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

近藤会長 それでは、説明事項に入ります。2件ございますが、1つ目は、阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定）南芦屋浜地区地区計画の変更。もう1つは、阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）用途地域の変更（芦屋市決定）について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（生友） それでは、説明事項「阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定）南芦屋浜地区地区計画の変更」並びに「阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）用途地域の変更（芦屋市決定）」について、同一箇所におきましての関連する変更でございますので、一括して説明をさせていただきます。都市計画課の生友と申します。よろしくお願い致します。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

はじめに、南芦屋浜地区地区計画の変更に関する内容についてでございますが、事前にお配りしております資料の、インデックス丸3からが、説明に関する資料となっております。今回変更する計画の内容につきましては、前回、2月6日の都市計画審議会において、条例縦覧前の説明をさせて頂いておりますが、その後、内容を一部修正しての縦覧となりました。恐れ入りますが、全体の説明につきましては省略させて頂き、前回からの修正部分についてのみの説明とさせていただきます。資料42ページをご覧ください。生活利便地区2における「地区整備計画」の内容のうち、下部の2項目、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」及び「垣若しくはさくの構造の制限」について、内容を前回から一部修正してございます。修正内容につきましては、当日配布資料丸1、「前回説明からの変更前後対照表」をご覧ください。「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」について、前回の説明では、「生活利便地区1」と同様の内容としておりましたが、今回変更する区域には既存のよう壁がなく、「よう壁を造りかえる場合」との表現が適切ではございませんでしたので、よう壁を新たに造る場合において、沿道の景観に配慮した計画となるよう、制限の内容を修正しております。また、第2項として、県道芦屋鳴尾浜線に面して既存の出入り口を除き新たに出入り口を設けることを制限する内容を付加しております。下の欄へ移りまして、「垣若しくはさくの構造の制限」第1項第3号の門の袖の長さについてでございます。前回の審議会でも修正の可能性について少し触れさせて頂きましたが、この袖壁の長さを「2m以下」から「3m以下」へ修正しております。当該地に現に存する出入口の幅が6mでございますので、3mまでの変更は問題ないものと考えております。なお、資料50ページ、参考資料の「変更前後対照表」に記載の「地区整備計画の変更内容」の表について、様式を変更しております。前回の説明時には、制限の内容を新規設定として、変更後のみ記載しておりましたが、縦覧時の参考資料としましては、現行地区である「公共施設地区」の制限の内容を変更前として、変更前後を並べて記載する様式にしております。前回からの修正部分につきましての説明は以上です。

続きまして、条例に基づき行いました、縦覧の結果と意見書提出状況について、説明をさせていただきます。当日配布資料丸2をご覧ください。縦覧期間と致しましては、平成27年4月7日から21日までの2週間、縦覧場所は都市建設部都市計画課で行いまして、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。以上のことから、今回の地区計画の変更案と致しましては、変更、修正を行う部分がございますので、縦覧を行いました変更原案のとおりとして、本日の資料に添付しております内容で、都市計画の進めさせて頂きたいと考えております。地区計画の変更につきましては以上です。

次に、用途地域の変更に関する内容についてでございますが、事前にお配りしております資料の、インデックス丸4からが、説明に関する資料となっております。変更の内容につきましては、資料62ページ「南芦屋浜地区用途地域等変更前後比較表」にまとめておりますので、こちらの資料で説明をさせていただきます。地区計画同様、下水処理場の決定区域から除外された区域につきまして、用途地域の変更を行うものでございます。

用途地域は、第2種住居地域から、東に隣接する区域に統合する形で第1種住居地域に変更します。容積率は200パーセント、建ぺい率は60パーセントで、ともに現行からの変更はございません。これに加えまして、前回審議会における地区計画の説明の中で説明してございますが、地区計画の変更の中で、建築物の用途や高さ等の制限につきまして、第一種中高層住居専用地域相当の規制を設ける予定となっております。なお、資料の57ページから61ページまでが、都市計画変更についての法定図書となります。計画書、理由書と続きまして、資料の59ページ、変更前後対照表をご覧ください。今回の変更によりまして、第1種住居地域の市全体面積が99ヘクタールから101ヘクタールに増加し、第2種住居地域の内、容積率200パーセントの区域の面積が48ヘクタールから46ヘクタール、第2種住居地域の合計面積では53ヘクタールから51ヘクタールに減少となります。次に、総括図、計画図と続きまして、ともに変更後の用途地域で表示しており、変更区域を赤枠で示しております。用途地域の変更につきましては以上です。

最後に今後のスケジュールにつきまして、資料63ページをご覧ください。なお、本スケジュール表は、地区計画の説明資料最終ページにも同じものを添付してございます。今後、地区計画の変更、用途地域の変更とも、都市計画法に基づく案の縦覧を7月上旬から2週間行いまして、8月の都市計画審議会で諮問をさせて頂く予定としておりますので、よろしくお願い致します。説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

近藤会長 説明事項として2件の説明を頂きました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

いとう委員 この生活利便地区2のところの車の出入り口なんですけれども、今あるところはそのまま大丈夫ですよということになると思うんですが、実際は、今どこに出入り口がある状況なんですか。

事務局（東） 法面状になっている北側でございます。芦屋学園に譲渡する用地でございますけれども、大体の基本計画的なレベルでは図面があるんですけども、まだ決定の状況ではございませんので、ひょっとするとこの通路の部分に変更になる可能性はありますけれども、出る側の道路との安全性も含めまして、既存の部分は当然認めざるを得ないんですけども、それを越える部分については遠慮して頂くという内容で同意を得ております。そういう内容で、今回の地区計画については、位置の変更は認めるけれども、増やすということにはならないという形にさせて頂いております。

近藤会長 如何でしょうか、ご意見はないようですので、先に進めさせて頂きたいと思っております。

それでは、報告事項としまして、阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局（生友） それでは、報告事項「阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し素案」について、説明をさせて頂きます。都市計画課の生友と申します。よろしくお願い致します。恐れ入りますが、座って説明をさせて頂きます。資料は別冊となります。

現在、県では「都市計画区域マスタープラン等の見直し」として、「都市計画区域マ

スタープラン」，「都市再開発の方針」，「住宅市街地の開発整備の方針」，「防災街区整備方針」，及び「区域区分」いわゆる「線引き」について，おおむね5年ごとに実施している定期見直しの作業を進めています。今回の見直しの背景としましては，資料1ページにもありますとおり，都市計画法では，同法第6条の2に規定する「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」において，おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的な方向を定めること，また，この方針を社会情勢の変化等に対応したものとするため，おおむね5年ごとに見直しを行うこととなっています。現行の都市計画区域マスタープランは，平成21年度に策定されたものですので，その後の社会経済情勢の変化を踏まえ，この度の見直しが行われております。

次に，見直しの流れについてですが，資料2ページをご覧ください。現在，素案の閲覧及び説明会を終えたところでございます。なお，公聴会については，5月28日に開催予定でしたが，公述申出がなかったことから，県より開催しない旨の連絡を受けております。これを受けて，この後，県のほうで原案が作成されます。この原案について，本年12月に案の縦覧が行われ，県都市計画審議会を経て，今年度末に変更告示がなされる予定となっております。本市としましては，12月の案の縦覧に際しまして，県より阪神地域各市町へ意見聴取が行われますので，本審議会でご審議頂いた上で，県への意見回答を行う流れでございます。ですので，もし次回審議会までに県の原案が固まれば，次回で事前説明となりますが，基本的には，1回飛んで，次々回で諮問という流れになるかと思っております。

それでは，阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて，都市計画区域マスタープランから順に，ご説明させていただきます。なお，以降，都市計画区域マスタープランを「区域マス」と省略させていただきます。インデックス丸2からが区域マスの素案となります。説明は，資料3ページ及び裏面4ページの概要版に沿って，要点のみの説明とさせていただきます。

はじめに，この区域マスとは，「第1 基本的事項」の「(1) 役割」にもありますとおり，都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」のことであり，広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもので，「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる市町都市計画マスタープランの指針となるものです。県では，今回の区域マスの見直しのポイントを4つ挙げておまして，1つ「災害への備えの強化」，2つ「地域自らの主導による魅力的な都市づくり」の促進，3つ「持続可能な都市構造のイメージの提示」，4つ「歴史，文化などを共有する圏域ごとの広域マスタープラン」の策定の4つとなっております。1つ目から3つ目のポイントについては，第2の「3 目指すべき都市づくり」の中で，具体的な都市づくりの方針がまとめられております。4つ目のポイント，圏域ごとの広域マスタープランですが，県では6つの地域を設定しており，内1つが本市を含む「阪神地域」であり，この阪神地域都市計画区域マスタープランとなります。全体構成としては，大きく3部構成となっております。「第1 基本的事項」では，役割，対象区域，目標年次。「第2 本県の都市

づくりの基本方向」では、都市計画に関する課題や、目指すべき都市づくりなど、全県共通の記載となっています。4ページに移りまして、「第3 地域別方針（阪神地域）」からが阪神地域についての内容で、地域の将来像、区域区分の決定の有無、都市づくりに関する方針などを記載しています。

今回は、第3からの阪神地域の方針について、本市に関連する内容を抜粋しての説明とさせていただきます。

それでは、「1 長期的に目指すべき地域の将来像」についてです。本文「地域の概況」では、平成52年における阪神地域の人口は、平成22年に比べ、約13パーセント減の約153万人になると予測されています。今後起こり得る都市機能や人口密度の低下、集落人口や公共交通利用者の減少に対して、県では、都市機能の集積・集約、拠点間の連携による都市機能の分担や補完、一定の人口密度の維持、市街地の縮小、公共交通の維持といったことが必要になると考えられています。

続いて、「2 区域区分の決定の有無及び方針」についてです。区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる「線引き」のことです。区域マスにおいては、この区域区分を行うかどうかを定めることとされており、阪神間都市計画区域は、引き続き区域区分が定められます。

続いて、「3 都市づくりに関する方針」についてです。

まず、「(1) 拠点連携型都市構造化の方針」です。地域拠点のうち、JR尼崎から阪神尼崎駅周辺と阪神西宮駅から阪急西宮北口駅周辺が「都市型地域拠点」として、その他の主要駅周辺が「地域拠点」として位置付けられます。JR芦屋駅はその他の「地域拠点」になります。これら地域拠点においては、広域都市拠点と連携しつつ、高度な都市機能の維持・充実を図る、とされています。さらに、生活に密着した都市機能が集積している市街地を、生活拠点として位置付け、日常生活に必要なサービスの確保が図られます。次に、人口密度の維持について、既成市街地へ居住を集積し、都市機能や公共交通の利用圏人口の維持を図る一方で、災害リスクの高い区域等での住宅建築等の抑制を検討する、とされており、次に、各地域拠点間の広域的な機能連携については、高速道路等の既存広域交通ネットワークや鉄道・県道等の阪神地域内の交通ネットワークによる連携軸の形成・強化が図られます。

続いて、「(2) 土地利用に関する方針」についてです。ア、主要用途の整備方針として、主要鉄道駅周辺の住宅地の高度利用の推進、高齢者数の急増に対応した多様な建物用途の導入、良好な住宅としての都市の競争力の強化を図る。また、商業地では、にぎわいの創出を図る、とされています。イ、市街地において特に配慮すべき土地利用は説明を割愛します。ウ、市街化調整区域に関しては、地区計画等を活用した活力維持に資するまちづくりが促進されます。なお、市街化区域への編入は、都市政策上必要な場合に限り、必要最小限の区域のみとされます。

続いて、「(3) 市街地整備に関する方針」についてです。民間投資誘導による市街地の整備・改善や長期未着手の市街地開発事業などの廃止・計画縮小、公共施設等の跡

地を活用した都市機能の立地誘導，駅周辺など利便性の高い市街地での面整備等による土地利用の増進などが図られます。

続いて、「（４）都市施設に関する方針」です。全体に関するものとしては，都市基盤施設の効率的な整備，計画的な修繕・更新。長期未着手の都市計画については，廃止を含めた適切な見直しを行う，とされております。交通施設に関しては，駅のバリアフリー化などの公共交通の利便性の向上や国道43号の沿道環境改善が進められます。公園・緑地では，都市部の農地や，社寺林の維持・保全，また都心部などでの緑の保全・創出を図り，河川・下水道では，治水・利水・環境に配慮した河川改修などが推進されます。

続いて、「（５）防災に関する方針」についてです。大規模広域災害に対応するため，広域的な災害応急体制の確立が図られます。広域防災拠点や地域防災拠点などの系統的な配置や緊急輸送道路の整備など，防災拠点の整備とネットワークの形成が図られます。また，建築物や造成宅地，ライフラインの耐震化の促進とともに，尼崎西宮芦屋港における津波対策の早期完了や，鉄道事業者等との協働による帰宅困難者対策などの発生頻度を踏まえた津波対策が推進されます。さらに，総合的な治水対策や土砂災害特別警戒区域等の指定，必要に応じた市街地の縮小など，水害・土砂災害等に強い地域づくりが推進されます。

続いて、「（６）景観形成に関する方針」についてです。景観法や景観条例による個性ある景観の保全・形成，屋外広告物条例による景観誘導が行われます。事例として，芦屋川沿岸の眺望景観，南芦屋浜のウォーターフロントが挙げられています。「（７）地域の活性化に関する方針」については記載のとおりで，説明は省かせて頂きます。

資料45ページをご覧ください。概要版では省略されております「５ 主要な都市施設の整備目標」についてです。平成32年までに事業の具体化を予定している都市施設として，本市においては，JR芦屋駅南側の駅前広場がございます。最後に，資料47ページの参考図は，地域拠点や広域連携軸等を記載したものです。以上が，区域マスの素案についての説明となります。

続きまして，区域区分の変更素案についてです。資料はインデックス丸3からとなります。都市計画では，無秩序な市街化を防止し，計画的な市街地の形成を図るため，区域区分，いわゆる線引きを設けてございます。阪神間における変更箇所は資料のとおりで，阪神間では全15地区となっております。なお，本市におきましては，今回，線引きの変更はございません。

続きまして，都市再開発方針等としまして，「都市再開発の方針」，「住宅市街地の開発整備の方針」，「防災街区整備方針」の3つの変更素案についてです。資料はインデックス丸4，丸5，丸6です。兵庫県では，都市再開発方針等としまして，前述の3つの方針を定めており，これらは区域マスの内容の一部を具体化するものです。各方針の根拠法と役割については，各々の素案の冒頭，基本的事項に記載がございまして，要約しますと，「都市再開発の方針」とは，計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展

と、秩序ある整備を図るため定めるもの。「住宅市街地の開発整備の方針」とは、住宅及び住宅地の供給の促進と、良好な住宅市街地の開発整備を図るため定めるもの。「防災街区整備方針」とは、密集市街地内の各街区について、防災街区としての整備を図るために定めるものです。それでは、各方針に定める内容、方針について、順に説明します。

はじめに、「都市再開発の方針」です。資料はインデックス丸4となります。都市再開発の方針としましては、区域マスの方針でもある拠点連携型都市構造を目指した、安全・安心な魅力ある都市を形成することとされています。また、都市機能の強化・充実、都市の防災性の強化、ユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備、歴史・文化を生かした魅力的な都市景観の形成が図られます。定める区域としましては、1号市街地、課題地域、2号再開発促進地区の3つの区域があります。57ページをご覧ください。阪神間において定められる地区等の位置図です。58ページは、位置図のうち、本市を抜き出したものです。青色の斜線が1号市街地、赤色が2号再開発促進地区、黄色が課題地域です。1号市街地は、土地の高度利用や土地利用転換、市街地の整備・改善、都市環境の向上を図るべき一体の市街地です。課題地域は、1号市街地の中で、整備すべき課題が集中している地域として定めます。2号再開発促進地区は1号市街地のうち、面的整備事業や都市施設を一体的かつ総合的に実施し、再開発を促進すべき地区です。資料53、54ページの別表1をご覧ください。1号市街地各区域の方針です。赤枠の部分が本市における1号市街地で、B-1からB-5までの5地区ございます。それぞれ、良好な住宅地の保全・誘導及び、魅力的な都市景観の保全・形成等を方針として掲げてございます。また、表中の右から3つ目の欄が課題地域です。山手第1地区及び山手第2地区、それから、国道43号線沿道地区と阪神打出駅南地区の4地区ございます。資料55ページの別表2の赤枠部分と、併せて資料56ページの附図をご覧ください。2号再開発促進地区の整備・計画の概要です。本市では、2号再開発促進地区として、JR芦屋駅南地区を挙げておりまして、図中の一点鎖線が当該区域です。なお、図の区域はあくまで平成27年3月時点の予定範囲であり、具体的な範囲及び整備手法については、現在、地域の方々とまちづくり協議会により検討を行っているところでございます。以上の本市各区域について、範囲は現行どおり、方針は文言の修正等、現行からの時点修正のみで、大きな変更はございません。

続きまして、「住宅市街地の開発整備の方針」です。資料はインデックス丸5からです。住宅市街地の開発整備の目標としては、郊外の住宅供給を抑制し、既存ストックの質の向上による既成市街地の更新が図られます。また、整備・開発の方針としては、主要鉄道駅周辺の低未用地の計画的な土地利用による既成市街地の更新。規制市街地周辺においては、ゆとりある住宅地形成。郊外では、整備を中断している開発事業計画の見直し等となっております。63ページは、阪神間において定められる、住宅市街地を整備・開発する重点地区の位置図です。赤色が重点地区を示し、本市の南芦屋浜地区をはじめ、全8地区ございます。資料60ページをご覧ください。別表の赤枠部分が南芦屋浜地

区です。幹線道路や区画道路の適切な配置，歩車分離による安全で快適な歩行者ネットワークの確保。民間活力を導入した住宅地開発と，海洋性スポーツレクリエーション機能を備えた良好な住宅地の整備を推進します。範囲・方針は現行どおりで，完了した事業の削除等の時点修正のみで，大きな変更はございません。

最後に，「防災街区整備方針」です。資料はインデックス丸6となります。定める内容としては，防災街区としての整備を図るため，建築物の共同建て替えや，道路・公園等の公共施設の整備を一体的かつ総合的に推進すべき地区として防災再開発促進地区を定め，防災再開発促進地区に次いで，優先的に防災性の向上に努める必要がある地域として，課題地域を定めます。防災再開発促進地区及び課題地域は、68ページ位置図のとおりで，本市において該当地区はございません。簡単ではございますが，説明は以上です。よろしくお願い致します。

近藤会長 ありがとうございます。区域マスタープランということで，大変広範な内容を見ていきました。何かご質問，ご意見はありましたらお願いします。

前田委員 これは県のマスタープランで，その素案が出てきているということですがけれども，先程説明がありましたように，本市の都市マスの指針となるものだと言われたんですけれども，この素案をどうするかという県とのすり合わせというのは，何もされなかったのか，されたのかというのをお聞きしたい。

事務局（白井） 意見照会が県からございまして，市から回答しております。また，ヒアリング等の協議を行っております。

前田委員 県へ行って話をすると，いろいろな説明の中で最終的に「地域のことは地域で，地元の自治体が責任を持っておられるんですからね」という言葉になってしまうんですね。県を否定するものではないし，特に都市計画の問題は広域的に見なければならぬことで，県の果たす役割は大きいと思うんですけれど，意見照会があったときに，芦屋の総合計画の中で考えていく重点課題なり，少し先を見通して検討していきたい課題についても，県で全体的なところに落とし込んで頂ければ，市としてもやりやすいというものが行政的にあろうかと思うんですけれども，そういう観点から県に対して意見のすり合わせをされた点はあるんですか。

事務局（白井） こういう形で県のマスタープランとなっておりますので，かなり広範に渡っての内容となっております。その中で本市の課題としては，先程説明申し上げましたように，資料では58ページ，都市再開発の方針ということで，こちらの図で記載しておりますとおり，青色斜線の部分は既成市街地のほぼ全域という形にはなっておりますけれども，その中で黄色の部分ですね，「特に整備課題の集中が見られる地域」であったり，現在事業化に向けて動いております，JR芦屋駅南側，これを課題の地域として位置付けているということになっておりまして，そういった部分で，市の考えを示しているものと考えております。

前田委員 JRの南は過去より駅前広場ということで位置付けられてきて，経緯はありますが，事業手法，区域の決定の段階に進んできていると認識しておりますけれども，

この黄色の山手第1地区は、東芦屋町のまちづくり協議会で従前より取り組みがありましたけれども、山手第2地区のほうの課題、阪急芦屋川駅の北側は、道路も狭いし、安心安全というのが震災後のまちづくりのキーになっておりますが、区域マスにも住民の参画と協働の観点で進めていきなさいということが書いてありますので、そういった仕掛けといいますか、芦屋市の行政として、この阪神間の区域マスの見直しを受けて次のステップとして、こういう地域の課題について取り組むことを盛り込むことが必要だということで、すり合わせの中で落とし込まれていったのではないかと推察をするんですが、芦屋の市民の安全安心を固めるための取り組みというのは、阪神間で一体的に決定を受けてということだけではなくて、市が先導して住民の方にそういう課題がありますとシェアしていくことが必要ではないかと思えます。そういうことも常に掛け合わせながら、これをいい機会として、まちづくりの取り組みとして進めていって頂きたいというふうに要望しておきます。

福井委員 かなり壮大なプランで県がやっているんだと思うんですけど、市として課題がいろいろある中で、このマスタープランがでてきましたと。で、長い目で見て平成52年を展望すると、いわゆるコンパクトシティ化とかそういうことを考えられていると思うんですけど、それを実際、市として実現するためのロードマップというかマスタープランに落として、実行されるのがいつぐらいというのが市民にわかるのは、大体いつを予定しているのか。「これが完成しますよ」という、「ここくらいを目処にこうやります」というのがわかってくるのはいつなのかという疑問があるんですけども。

事務局（白井） おっしゃるように、かなり大きな計画でございまして、市の都市計画マスタープランの更に上位計画となるものでございますので、具体的にいつまでに実行するということは、ここでは示されておりません。いつということについては、市のマスタープランであったり、それに基づく市のいろいろな計画の中で示していくという形になるかと思いますが、示し方につきましては、その計画の位置付けといいますか、ランクに応じて具体的な内容を適切な時期にお示しするということになるかと思えます。

福井委員 これで怖いと思うのが、都市計画道路の件があったように社会情勢がどんどん変化して、例えば空き家問題が出てきたりしている中で、いろんな形で、ころころ変わっていく中で、変化に応じるのは必要だと思うんですけども、そこが示されていない中で、芦屋駅南口なんかは特にそうだと思うんですけど、こんな大きな計画をやりますよという時には、やはりしっかりと、いつぐらいの段階でどうしていくということは早目に出してもらいたいという意見は申し上げておきたい。

近藤会長 平成52年で人口が13パーセント減というのは中位推計ぐらいですかね。もっと減ると思いますけどね。今言われたように空き家も増えそうな感じですが、今、芦屋市の空き家の状況はどうですか。

事務局（東） マンションを中心に、住宅課が調査をやる予定なので、それをベースにそういった問題点を浮き彫りにしようかということにはなっておりますけれども。芦屋

でいわゆる空き家問題といわれるような深刻な問題というのは無いとは思いますが。住宅地として人気のある地域ですので。十分な管理がされていない所があるという部分については、一定あると思いますが、一般的な空き家問題というレベルではないかと思えます。

いとう委員 阪神間マスタープランの位置付けが明確ではないなと思って、理解に時間がかかっておるんですけども、これに関しては、兵庫県がこういうまちづくりをしたいという考えで作っておられるので、芦屋市の目指しているまちづくりとちょっと形が違う表現がいくつかあるなというのが気になっております。これは質問なんですけれど、兵庫県が「ここに力を入れて開発をなさい」だとか、「まちづくりをなさい」というのに対して、芦屋市が応える形で事業を進める場合は、特に何か兵庫県から支援を頂けるような仕組みになっておるのでしょうか。例えば、山手第1、第2地区は整備が必要だと示されていますよね。これに応じて芦屋市が、今の段階では総合計画に入っていないと思うんですけども、繰り上げて、もしここに着手しますよという決断をした場合は、事業費も含めて何か特別な支援が得られるような体制になっておるのでしょうか。

事務局（山城） もし繰り上げて事業を進めるということになりましたら、国庫補助事業という制度を活用して、市の財政負担ができるだけ少なくなるようなことを考えていくというのが基本になりますので、特に県からどうこうということではなく、その時にある補助制度を十分活用するというスタンスになるかと思えます。

いとう委員 ということは、兵庫県としてはこう考えているけれど、最終的な決定は市がすると。広域的にまちづくりとか都市づくりを考える場合には、やっぱり災害があったときに帰宅困難者を確保できるような広場を、阪神間でどう作っていくのかだとか、そういったところはすごく重要になってくるんだろうなと思うんですけども、細分に関しては、実質的にどういう効果が見込めるのかがちょっとわからないところです。

事務局（東） 芦屋市だけに限った話でいいますと、この阪神間では、都市部では各々の自治体が各々の地域の責任を持って計画するというのを積み上げた形で、県がマスタープランに反映させるというのがベースになっております。日本海側であるとか山間部であるとかは、その地域の声を聴きながら県が主導的に方針を立てて、広域的に考えていくべきことについて県が責任を持ってやられているのがベースだと思います。ただ、今おっしゃられたように津波対応ですとか、各市だけの対応では困難な部分については、国からの指針も含め県が方向性を示して、それに阪神間も従う部分もあろうかと思えます。トップダウン的な部分とボトムアップ的な部分があって、阪神間は基本はボトムアップ的なマスタープランの作り方になっておるんじゃないかなと思います。そういう意味では、先程の福井委員がおっしゃられた、いつごろ何をするのだという話については、芦屋市の都市計画マスタープランや総合計画といった市独自の計画で一定の方向性を決めて、一定の時期が来ると、いつごろやるという話を決めていくということになるかと思えます。県は大きな方針として、市とのヒアリングの中で、明確にして「県としてはこうだ」としている構成になっていると思います。

畑中委員 先程、前田委員からも出ましたけれども、58ページの図面を見たら山手第1地区、山手第2地区と出ているのは、前から言われている狭あい道路の中での整備で、山手線の関わりだと思えるんですけど、特に狭あい道路がひどくて消防車が入れないエリアについて、市としては進めていくと言って頂いてますが、山手線の整備、ここを推進するのは非常に難しいというのは、今まで指摘してきたとおりでと思うし、特に山手第2地区の阪急芦屋川周辺の近隣の容積率の見直し等についても、市としてしっかり取り組まないとその整備事業はできないということは、改めてこの場で皆さん方にご承知頂きたいと思うので、あえて言うておきます。

木野下委員 58ページを見ますと、山手線の問題と道路開発の問題と、それから駅周辺の高度利用のことですね。そういったことに繋がるような話が出てくると思うんですけど、そもそもこれからの環境の変化と言いますか、人口が減って行って高齢化が進んでいく中でのまちづくりが、財政問題と合わせてどのように進められていくのかというところが出てくるんじゃないかと思うんですね。JR南にしても、あまり大がかりなものにしてしまうと、かえっていろいろな意味の負担が次に押し寄せてくるんじゃないかという心配を持つわけです。それに耐えられるだけの人口構成になっていかないんじゃないかという気がしてまして、そういったことを総合的に考えていかないと、人がこの町で生きていくわけで、まちだけが立派に形が整っても、人が暮らしていけないようなことになってはいけないと思いますので、その辺を芦屋のマスタープランをつくる上で、ロードマップを市民とじっくり話をしながらつくって頂きたい。JR南もそういった形でやられておると思うんですけど、その辺を徹底してやっていくということが必要になってきているのではないかなと思います。

近藤会長 その他、特にご意見ございませんでしょうか。

では、議事はこれで終わりにさせて頂きたいと思います。それでは事務局から今後の予定等について報告をお願いします。

事務局（東） 次回の審議会を8月下旬頃に開催したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

近藤会長 それでは、本日の審議会は以上でございます。これにて閉会とさせて頂きます。

— 閉 会 —